

平成24年度診療報酬・介護報酬改

※ (診療報酬)

運動器リハビリテーション料 (I)

入院も算定可能になる。

平成24年度診療報酬改定関係資料→Ⅲ. 通知 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知) → P 458 H002 運動器リハビリテーション料 → P 459 リハ - 8 - (8)

維持期リハビリテーションの評価見直し

【要介護被保険者等に対するリハビリテーション料】

※ 標準的算定日数を超えた患者について、・・状態の維持等を目的に行われるリハビリテーション

1. 運動器リハビリテーション料

(I) 175点 → 158点 (-17点)

(II) 165点 → 149点 (-16点)

(III) 80点 → 80点 減点無し

2. 脳血管疾患等リハビリテーション料

(II) イ 200点 → 180点 (-20点)

ロ 190点 → 171点 (-20点)

(III) イ 100点 → 90点 (-10点)

ロ 100点 → 90点 (-10点)

イ ロ以外の場合 ロ 廃用症候群の場合

[詳細は厚生労働省 平成24年度診療報酬改定についてをご参照ください。](#)

※ (介護報酬)

○ 通所介護費(デイサービス)

個別機能訓練加算 → 単位数及び算定要件の変更

個別機能訓練加算(I) 27単位 42単位 (+15単位)

個別機能訓練加算(II) 42単位 50単位 (+8単位)

(詳細)

※「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」P19 参照

○ 通所リハビリテーション費(デイケア)技能認定登録者が対象

1時間～2時間のサービスに限り、従来の50/100の減算が削除され、所定単位数の算定が可能になる。

単位数は変更なし

(詳細)

※「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」P23 並びに、

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準」P527～530 参照

※ 通所リハビリテーションの1時間～2時間サービスは、保険医療機関においても算定可能である。

指定通所リハビリテーション費 詳細はこちらから

老振発第03113002 老老発第03113002 平成21年3月13日「介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」2の(1)参照

○ 短期入所生活介護費の加算、介護予防通所介護費の運動器機能向上加算及び介護福祉施設の個別機能訓練加算についてはいずれも変更なし。

備考:詳細については、厚生労働省ホームページ → 新着情報一覧 → 「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」を参照して下さい。

* すべてのファイルはPDF形式で掲載しています。